

葬儀のしおり

茨木市 市民文化部 市民課

電話：(622) 8121 [内線:2321・2323]

(令和元年10月1日改定)

I 葬儀等使用料

市へお支払いいただく費用

項目	金額	内容	備考
市営葬儀使用料	27,500円	納棺 葬祭用品	棺箱込み 位牌、骨袋、枕飾等
	23,500円	祭壇飾り 葬儀等進行	生花・玉串等は、別途葬儀業者から購入 職員が通夜・告別式で進行（自宅の通夜除く）
	11,880円	霊柩車	洋型車
	19,000円	火葬執行	
斎場専用祭壇	16,000円	第2告別式場の場合のみ加算（仏式のみ）	
斎場使用料	38,000円	第1告別式場（45席） 控室1室（30人程度）	
	102,400円	第2告別式場（120席） 控室4室（60人程度）	
	52,800円	第3告別式場（50席） 控室3室（50人程度）	
	68,600円	第3告別式場（80席） 控室3室（50人程度）	
	22,500円	第5告別式場（18席） 控室1室（14人程度）	
合計	81,880円	自宅・集会所等、斎場以外でのご葬儀の場合	
	119,880円	第1告別式場	
	200,280円	第2告別式場	
	134,680円	第3告別式場（50席）	
	150,480円	第3告別式場（80席）	
	104,380円	第5告別式場	

※ 死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されていない場合には、市営葬儀使用料（霊柩車使用料は除く）・斎場使用料は10割増し（2倍）になります。

なお、この場合は、喪主が本市の住民基本台帳に記録されている場合に限りです。

※ 告別式場を利用される方で、通夜式までの入場待ちとして、霊安室を設置しております。
〔1日3,000円、通夜式前日から入場の場合は、6,000円（2日分）となります。〕
なお、霊安室は1室のみですので、ご利用できない場合もあります。

※ 使用料は、市営葬儀申込時に市民課（市役所本館1階5-①番窓口）でお支払いください。
なお、申込時にお支払いが困難な方は、必ず告別式終了後2日以内にお支払いください。

※ 市では、宗教者（寺院等）の依頼（手配）はいたしておりませんので、直接、葬家でお手配してください。〔ご希望の方へは、宗派別市内一覧表（所在地・電話番号）をお渡しいたします。〕

Ⅱ 祭壇脇飾り等取扱業者一覧表

(順不同)

業 者 名	電 話	住 所
(株) ハナブ商店	622-2222	寺田町10番26号
(株) 花廣	625-1144	東宮町7番6号
(株) あい友社	643-3366	安威二丁目1番35号
(株) 公益社茨木営業所	630-0021	舟木町17番21-103号
(株) 京阪互助センター 茨木営業所(玉泉院)	626-3911	別院町6番41号
(株) 日本セシモニー (茨木典礼会館)	645-5445	宇野辺二丁目14番21号

Ⅲ タクシー

霊柩車には同乗できないため、ご希望により市でタクシーのお世話をしております。
通常のメーター料金を運転手にお支払いください。

Ⅳ 市営葬儀に係る補充品価格

品 目	数量	価格[税込](円)	備 考	
ドライアイス	1回	5,500	10kg(約1日分)	
遺影写真	白黒	1枚	13,200	四つ切りボン付額入り
	カラー	1枚	22,000	
生花(盛花)	小	1対	22,000	1基:花30本以上
	中	1対	33,000	1基:花40本以上
	大	1対	55,000	
祭壇脇飾り	第1・5告別式場		110,000	上限
	第2・3告別式場		220,000	
式進行補助員	1人	16,500	通夜式・告別式各1人当たり	
時間札(紙製)	1枚	3,850	斎場用	
時間板(木製)	1枚	4,400		
筒花	1基	4,200	斎場用:1基[花20本程度]単位	
玉串	1組	3,300	1組:榊30本、ゆう付き	
十字架	1個	5,600	発砲スチロール軸、白菊の装飾	
櫛	1対	4,750	自宅用	
小櫛	1対	2,300	自宅用	
放送設備	1式	5,700	自宅用	

注:斎場では櫛が筒花に変わります。

V 斎場葬儀

1 斎場における食事

斎場で、料理（通夜ぶるまい・精進落とし）をご注文される場合は、下記のいずれかによりご注文ください。

なお、スーパー等で購入された弁当類及び自宅からの食べ物類の持ち込みも可能ですが、当家が責任をもってご利用時間内に後片づけをした上、必ずごみは持ち帰ってください。

(1) 斎場に常駐している㈱イバラキへ料理等を注文される場合

- ①通夜式当日、式場に入場されたときに喫茶コーナーで予約してください。
(通夜ぶるまい：午後4時まで、精進落とし：午後6時まで)
- ②営業時間が午後7時までのため、通夜式後の食事の後片づけは翌日になります。

(2) ㈱イバラキ以外の業者から料理等を注文される場合

- ①次の要件を遵守できる場合に限り、料理取扱業者からの持ち込みができます。
 - 1) 茨木市内に店舗（調理施設）を有していること。
 - 2) 他の斎場利用者に迷惑をかけないこと。
 - 3) 下記の決められた時間内に配膳及び後片づけを行うこと。
 - 4) 食中毒等については、一切の責任を負うこと。
 - 5) 食事後のごみ及び残飯等については、責任をもって処理・処分すること。
 - 6) 料理単価は、5,400円を上限とすること。
 - 7) 施設の使用に当たっては、斎場長又は管理人の指示に従うこと。
- (注) 上記事項が厳守できない場合は、次回からの持ち込みは認めない。

②配膳及び後片づけの時間等

1) 通夜ぶるまい時の配膳

告別式場	式時間	配膳時間	後片づけ時間
第1・第3	午後7時～	午後6時40分～午後7時	翌日の午前8時から
第2・第5	午後6時～	午後5時40分～午後6時	翌日の午前8時から

2) 精進落とし時の配膳

告別式場	式時間	配膳時間	後片づけ時間
第1・第3	午後1時～	午後0時50分～午後1時30分	午後3時40分～午後4時
	午後2時～	午後1時50分～午後2時30分	午後4時40分～午後5時
第2	午前11時～	午前10時50分～午前11時30分	午後2時～午後2時20分
第5	午前10時～	午前9時50分～午前10時30分	午後1時～午後1時20分

③その他の注意事項

- 1) 精進落とし時の後片づけは、骨揚げ時間により変動します。
- 2) 料理搬入車両の出入りは、午前7時から午後8時までです。
- 3) 料理搬入時は近隣住宅への騒音に配慮してください。

- 4) 洗い場は、2階（1か所）の場所を譲り合ってご使用ください。
- 5) 急須・湯呑みは、斎場に備え付けておりますが、ガラスコップ・栓抜き等はありませんので持ち込んでください。
- 6) 食器(使い捨て容器)及びガラスコップは後片づけ後、速やかに搬出してください。
- 7) お盆は、数に限りがありますので、なるべく持ち込んでください。

2 初七日・十日祭等【第1法要室（1階）、第2法要室（2階）】

骨揚げ後、初七日・十日祭等を繰り上げて斎場でご希望の方は、直接、管理人へ施設使用料 1,000 円（市外の方は、倍額）を添えてお申し込みください。

3 駐車場

収容台数に限りがあるため、会葬者へはなるべく公共交通機関等を利用されるようお願いしてください。（路上駐車は、付近の住民の方に迷惑をかけますのでご遠慮ください。）

4 冷暖房

午前8時から午後10時の間、係員が随時操作しますが、親族控室等には部屋ごとに設置しておりますので、必要時にご利用ください。

5 斎場入場の際、用意していただく物

①埋火葬許可書（お忘れの場合、火葬執行ができませんのでご注意ください。）

②お茶の葉（急須・湯飲みは、斎場に備え付けおります）

斎場（親族控室・控室）で使用した急須・湯飲み等は退場までにきれいに洗い、所定の場所へ返しておいてください。

③お茶菓子（通夜・告別式の宗教者接待用）

④半紙（僧侶が持って帰られる位牌やお茶菓子を包むため）10枚程度

⑤筆記用具・筆ペン・ボールペン等（会葬者芳名カード記帳用）

[※費用は別途必要ですが、受付セット等として販売している業者もあります。]

⑥空箱（香典等整理用）

⑦電卓（香典等整理用）

6 各種物品等の取り扱い

貸寝具・線香・香典袋・胴骨壺などは、㈱イバラキがご用を承りますので、ご利用ください。 ≪斎場1階 喫茶コーナー（電話：622-3161）≫

7 斎場葬儀の注意事項

本施設は公共施設ですので、使用に際しては次の事項を守ってください。

- ①ご利用になる前には、斎場長又は管理人に許可書を提示し、ご利用時は係員の指示に従ってください。
 - ②線香・ロウソクなど火気に注意してください。
なお、消火器を各所に配置しておりますので、確認しておいてください。
 - ③その他、係員の指示に従ってください。
- 《上記注意事項をお守りいただけない場合は、使用をご遠慮願うことがあります。》

8 掲示板への葬家名掲出

会葬者案内用の掲示板2か所（告別式場の南道路側〔第1・第3告別式場前〕）に葬家の名前等を掲出する必要がある場合は、その旨、お申し出ください。

VI 霊安室

- ①斎場（告別式場）で葬儀を執行される方が利用できます。
- ②利用期間は、通夜式前日から通夜式当日の式場入場までとなります。
〔1日3,000円、通夜式前日から利用の場合は、6,000円（2日分）となります。〕
- ③弔問はできますが、祭祀はできません。
- ④親族等の付き添いは、午前8時45分から午後10時までです。
- ⑤霊安室の備え付け備品以外は使用できません。
- ⑥霊安室での飲食はできません。
- ⑦霊安室用の宗教者控室（寺院控室）はありません。

VII 葬儀全般の注意事項

- ①市営葬儀、火葬場及び告別式場のご利用に当たって、関係者に対する心付け等は、市営葬儀の趣旨に反しておりますので、一切お断りします。
- ②告別式の打ち合わせは、斎場職員（葬儀班）と調整してください。
- ③家紋は遺影写真だけです。
幕類、焼香台等には入りませんのでご了承ください。
- ④納棺時の化粧や髭剃りはいたしてありません。
- ⑤市長からの弔旗をお供えさせていただきます。
- ⑥胴骨壺が必要な方は、祭壇脇飾り等取扱業者から購入できます。
- ⑦市営葬儀に含まれていない物品を業者から購入する場合は、業者からよく説明を聞き、必要の是非について親族や自治会の方等とよく相談してください。

VIII 納棺の際、ご用意いただく物

①タオルケット又はバスタオル（ご遺体の下に敷くために使用）

※業者から購入された棺布団（別料金）で代用可能

②まくら（プラスチック製は不可）

③副葬品として入れる身の回りの品

ご遺体の尊厳をお守りするため、また、火葬炉及び台車保護のため次の品物は、棺に入れないうようご協力ください。

1) ガラス類（ビン、コップ、陶器）

2) 金属類（お金、ラジオ、アルミ製ステッキ、スチール缶）

3) ペースメーカー及び人工臓器（医師に相談してください。）

4) 書籍類、千羽鶴

5) 果物類（パイナップル、メロン、スイカ等）

6) プラスチック類（まくら）

7) 皮革類（皮靴）

8) ペットのお骨

9) 釣具類（カーボンファイバー、グラスファイバー製の竿等）

※神道の死装束：仏衣に替わる神道用の死装束については、“市営葬儀使用料に含まれている葬祭用品”には付属しておりません。

（ゆかたやご愛用の服等での納棺となります。）

※なお、ご不明な点がございましたら係員にご相談ください。

参 考 事 項

この例は、市営葬儀で一般に行われるものです。
斎場告別式の場合は、市職員と調整します。

1 通夜式（仏式の場合）

開式 30 分前に親族着席

①僧侶お迎え

控室で僧侶にお茶・お茶菓子を出して接待
喪主が控室に出向き、あいさつ

②開式準備

開式5分ほど前に焼香用の「火種」に点火
（「ろうそく」や「線香」の火にも注意）

③着 席

喪主・親族は、祭壇に近いところ左側から着席
（斎場告別式場の場合：祭壇に向かって左側が「親族席」、右側が「一般会葬者席」）

④僧侶入場

喪主及び親族代表は、起立してお迎え

⑤喪主の焼香

読経が始まってしばらくして僧侶の指示に従い、まず、喪主が参列者に対して「一礼^{いちれい}」
をし焼香。焼香後、再度参列者に「一礼」後、席に戻る

⑥親族の焼香

焼香がとぎれないよう、随時焼香

⑦一般会葬者の焼香

喪主が「どうぞ焼香をお願いいたします。」と勧める。

斎場告別式場においては、喪主及び親族代表が起立して「礼」をされることをお勧め
めします。

⑧粗供養の配付

焼香を終えられた弔問者に粗供養を渡す（受付担当者数名）

⑨僧侶退場

喪主及び親族代表は起立してお見送り

⑩会葬者へのお礼

僧侶退場後、喪主から弔問者に対してお礼を述べる。

その後、式場出口付近に喪主及び親族が並び、会葬者をお見送り

〔お礼の内容例〕

※参列していただいたことに対するお礼

※通夜式が滞りなく終了したこと

※明日の告別式の時間の告知

※最後にもう一度お礼を述べる

⑪僧侶接待（通夜式終了後）

喪主に替わり、親族の方が僧侶にお茶を出し、お礼を述べ、「明日もどうぞよろしく
願ひいたします。」とあいさつをする。

僧侶が「位牌」をお持ち帰りになる場合、半紙に包んでお渡しする。

なお、最初に出されたお茶菓子は、ほとんど手をつけられませんので、半紙に包ん
で僧侶にお渡しする。

2 葬儀の順序（式次第）

《仏式の場合》

親族、参列者の入場着席

僧侶の入場

開式の辞

読 経

弔 辞

弔電披露

読 経

焼 香（この間読経）

僧侶退場

※会葬者へのお礼・あいさつ

お別れの儀

出 棺

火葬場までの見送り

火 葬

火葬場から帰る（喪主から受付の方へお礼、親族に対してもお礼）

《神式の場合》

親族、参列者の入場着席

奏楽 斎主・祭員入場

開式の辞

献饌（祭員が饌と幣帛）を供える

斎主祭詞奏上

弔辞・弔電披露

斎主玉串奉奠

親族玉串奉奠

参列者玉串奉奠

斎主・祭員退場

以下 仏式※以下と同じ

◇ 斎場で告別式を行った場合

精進落とし（席順は喪主・親族は末席）

骨揚げ

終 了

還骨法要（本来は自宅で行います）

初七日法要・十日祭（本来は自宅で行います）

3 焼香順位（ご芳名には、ふりがなを忘れずをお願いします。）

〔例：父が亡くなり長男が喪主の場合〕

(1) 本人（故人）中心

- ①喪主
- ②故人の妻
- ③故人の父母
- ④喪主の妻
- ⑤喪主の子
- ⑥喪主の弟及び妻
- ⑦喪主の姉妹
- ⑧伯父・伯母（故人の兄・姉）
- ⑨叔父・叔母（故人の弟・妹）
- ⑩故人の妻の兄弟・姉妹
- ⑪喪主の弟・姉妹の子（孫）
- ⑫喪主の妻の親
- ⑬喪主の従兄弟姉妹
- ⑭喪主の妻の兄弟姉妹

(2) 家中心

- ①喪主
- ②本家（父の出た家の当主）
- ③故人の妻
- ④故人の父母
- ⑤喪主の妻
- ⑥喪主の子
- ⑦喪主の弟・姉妹
- ⑧喪主の妻の両親
- ⑨伯父・伯母夫婦
- ⑩叔父・叔母夫婦
- ⑪故人の妻の兄弟・姉妹
- ⑫喪主の弟・姉妹の子（孫）
- ⑬喪主の従兄弟姉妹
- ⑭喪主の妻の兄弟姉妹

（代表焼香）⑮自治会：自治会代表・隣組又は班代表・婦人会・老人会代表

⑯公 職：市長・議員等

⑰会 社：故人の勤務先の代表
喪主の勤務先の代表

（故人の子どもが学校在籍の場合は、学校・PTA代表、
担任及び生徒代表）

⑱友 人

（一般焼香）⑲一 般

⑳止め焼香[押さえの焼香]（参考：故人の兄弟・姉妹の方から1人）

4 出棺時（葬列の順序）

先導：導師

- 1：喪主（位牌）
- 2：親族代表（遺影写真）
- 3：柩
- 4：親族と一部参列者

5 僧侶への謝礼

告別式開式前に喪主か親族代表がまとめてお渡しする場合がありますが、個別にお礼をお渡しするのが礼儀です。

また、謝礼袋は一つにして合計額を入れ、中に明細を入れる場合があります。

導 師	脇導師	役 僧
枕 経 料（白の無地封筒）		
御 通 夜 料（白の無地封筒）		
御 布 施（白と黄の水引）	御 布 施	御 布 施
御 膳 料（白の無地封筒）	御 膳 料	御 膳 料
御 車 料（白の無地封筒）	御 車 料	御 車 料
灰 葬 料（白の無地封筒）		

初七日法要御布施（白と黄の水引）

チェックリスト

◇死亡

- 医師へ連絡（自宅で死亡の時）
- 茨木市へ連絡（葬儀日程の調整等 電話：622-8121）
- 祭壇脇飾り等取扱業者の決定
- 寝台車の手配（病院から自宅等への搬送）
- 死亡診断書の受領
- 宗教者への連絡
- 喪主の決定
- 親戚、知人等への連絡
- 隣組、自治会等への連絡
- 受付担当者の選定
- 遺影写真の選択、会葬者へのお礼の品の決定、家紋（必要な方）の通知
- 市営葬儀に係る補充品が必要な方は祭壇脇飾り等取扱業者へ手配
（盛花、筒花、供物、式進行補助員等）
- 市役所への届出（死亡届、認印、使用料を持参）
- 乗り物（マイクロバス等）の手配（会葬者送迎用）
- 貸衣装の手配
- 埋火葬許可証の受領

◇通夜式・告別式

- 納 棺
- 寺院数、御布施の確認
- 親族、代表焼香順位の記帳〔ふりがなを忘れず〕
- 弔電拝読順位の確認（20件程度）
- 通夜用、精進落とし用料理の数量把握と手配
- 貸布団の手配（榊イバラキへ）
- 寺院へのあいさつと御布施
- 会葬者へのあいさつ（通夜式・告別式）

◇火葬、精進落とし

- 精進落とし
- お手伝いの人等へのあいさつ
- 骨揚げ（灰葬）
- 初七日法要・十日祭

◇その後

- 精 算 ①市への市営葬儀料金未納の場合は、告別式終了後2日以内に市民課へ
②祭壇脇飾り等取扱業者等へ
- 隣組・自治会、会社関係等へのあいさつ
- 遺品の整理・形見分け
- 各種手続き（社会保険、生命保険、厚生年金等）
- 香典返し
- 欠礼はがき（喪中はがき）
- 納 骨

市営葬儀使用料のお支払いについて

市営葬儀申込時に使用料をお支払いください。

なお、申込時のお支払いが困難な方は、必ず告別式終了後2日以内にお支払いください。
(茨木市営葬儀条例第6条)

《支払場所》

市民課 [本館5-①番窓口] (土日祝除く)

斎場利用の皆さまへ

(1) 盗難にご注意ください!

貴重品等は、各自で厳重に管理してください。

なお、コインロッカーを1階第3告別式場横通路と2階ロビー前に設置しておりますので、ご利用ください。

(2) ご香典等の預かり詐欺について

市の職員を装ったご香典等のだまし取りの未遂が発生しております。

市ではご香典等のお預かりはいたしませんので、各自で厳重に管理をお願いします。

(3) 飲酒運転は、絶対にしないでください!

飲酒運転が大きな社会問題となっています。

飲酒された方は、絶対に車の運転をしないでください。

“和ろうそく”について

本市では社会貢献の一環として、国際協力NGO 公益財団法人ジョイセフが取り組んでいる『“使用済み和ろうそく”をアフガニスタン、ネパール、カンボジア等途上国の子どもたちの灯りに寄贈する活動』に参加しております。

つきましては、このたび告別式で使用されました“使用済み和ろうそく”を電力供給が不安定な途上国の子どもたちへの学習用の灯りとする教育支援活動に寄贈させていただきたく考えておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、“使用済み和ろうそく”を寄贈ではなく、自宅等でのご使用を考えておられる場合は、告別式終了後にお渡しいたしますので、市職員へお申し付けください。